

# インターネット電話への転送について

平成17年12月19日  
日本電信電話(株)

第5回WGにおいて、『インターネット電話へ電話番号を付与するのと実質的に同じであると見なせる転送は、過去の整理やユーザ保護の観点から認められないのではないか』と、意見を述べさせて頂いているところですが、これは、以下の様に、公衆インターネットへの転送部分も、電気通信事業者のサービスと見なせる場合です。

仮に公衆インターネットへの転送部分も含めエンド～エンドで電気通信事業者のサービスと見なせる場合は、過去の整理やユーザ保護の観点から認められないのではないのでしょうか。

逆に公衆インターネットへの転送がユーザが自ら行うものである場合は、現状は規制を課していないと考えます。

## ➤利用者による転送(右図(1))

利用者が自らの設備を利用し公衆インターネットへ転送することもインターネット電話へ050番号を付与していることと実質同じとなるが、現状では規制は課していないと考えます。

## ➤利用者がホスティングで転送(右図(2)で転送主体が利用者の場合)

よって、050IP電話事業者が、設備を設置する場所を利用者に提供するだけであるならば、利用者が自ら転送していると解釈することも出来なくはないと思われます。

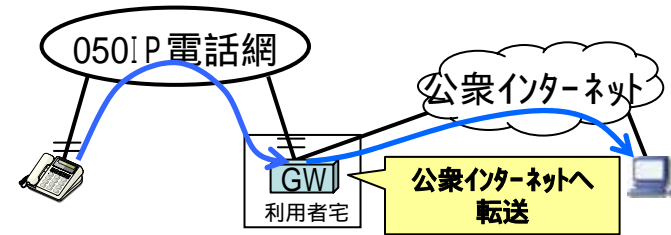
## ➤事業者が転送(右図(2)で転送主体が050IP電話事業者の場合)

しかしながら、公衆インターネットへの転送部分を事業者がIP電話着信サービスと一体的に提供する場合には、エンド～エンドで050IP電話事業者が電話サービスを提供しているの見なせるのではないのでしょうか。この場合は、前回第5回WGで述べさせて頂きましたように、過去の整理やユーザ保護の観点から認められないのではないのでしょうか。

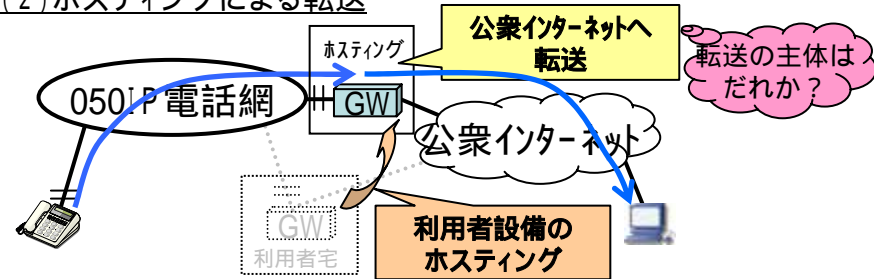
## ➤利用者の状況に応じた転送(右図(3))

なお、利用者の状況に応じて、通常の利用者宅へ着信したり、公衆インターネットへ転送したりする場合も、公衆インターネットへ転送する頻度に差があるだけで、本質的には上述の考え方と変わらないものと考えます。

### (1)利用者による転送



### (2)ホスティングによる転送



### (3)利用者の状況に応じた転送

